

適正な労働環境の確保に向けて

市公契約条例を 施行します

問合先 財政課 ☎35-3186
広報ID 1009159

市が発注する工事や業務委託などの「公契約」に関する基本理念を定め、市と事業者の責務を明らかにすることにより、適正な公契約の推進を図り、地域経済・地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、4月1日から施行します。

適正な労働環境の確保に向けた取り組み

①労働環境の報告

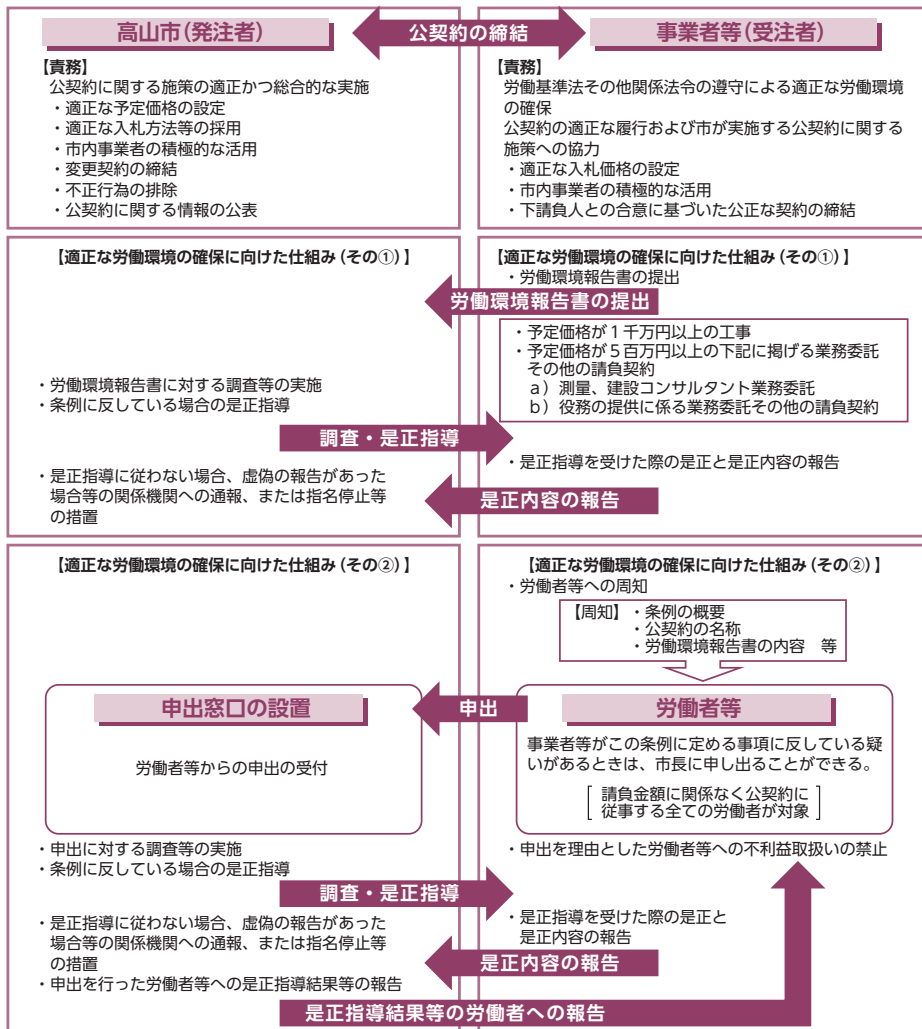
事業者は、次の範囲の契約に該当するときは、労働者の適正な労働環境を確認するための報告書（労働環境報告書）を提出しなければなりません。

・ 予定価格が1千万円以上の工事

高山市公契約条例の概要

【基本理念】

- ・ 公正性、透明性および競争性を確保すること。
- ・ 契約内容の適正な履行および品質を確保すること。
- ・ 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- ・ 社会的責任の向上に努めること。
- ・ 地域経済および地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること。



【意見聴取】公契約に関する制度の適正な運用を図るため、必要に応じ関係団体の意見聴取等を行う。

事業者向け 説明会を 開催します

期日 2月21日(水)～22日(木) 時間 両日とも午後1時30分～3時頃
場所 丹生川支所2階防災集会室(丹生川町坊方)
※両日とも同じ内容です。※事前申込不要です。直接ご来場ください。

・ 予定価格が5百万円以上の業務委託、修繕などの請負契約

②労働者への周知
条例の概要や労働環境報告書の内容などを労働者に周知しなければなりません。

③労働者の申出
労働者は、事業者がこの条例に定める事項に反している疑いがあるときは、市長に申し出ることができます。

・ 申出窓口 市役所財政課 (本庁4階)

④事業者に対する調査・是正指導
市は、申出があったときや履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、または調査・是正指導を行うことができます。